清川村鳥獣被害防除備品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、清川村が所有する鳥獣被害防除備品(以下「備品」という。)を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出窓口及び貸出備品)

第2条 貸出窓口及び貸出備品は、別表のとおりとする。

(貸出期間)

第3条 備品の貸出期間は、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

- 第4条 備品を貸し出す対象者は、別表に掲げる要件を満たす者で、次のいず れかに該当する者とする。
 - (1) 村内に住所を有する個人
 - (2) 村内に所在地を有する団体又は法人

(申込方法)

- 第5条 備品の貸し出しを希望する者(以下「申込者」という。)は、貸出窓口 に電話等で備品の貸出状況を確認のうえ、清川村鳥獣被害防除備品借用願(第 1号様式)を村長に提出するものとする。
- 2 村長は、前項の規定による申請書の提出があった場合、備品の利用が適当 と認められるときは、申込者に対して、期限を設けて備品を貸し出すものと する。

(貸出及び返却方法)

第6条 申込者は、備品を貸出窓口から直接受け取り、直接返却するものとする。ただし、直接返却することができない場合は、貸出窓口に連絡のうえ、代理の者が返却できるものとする。

(使用状況報告)

第7条 申込者は、備品を返却したときは、清川村鳥獣被害防除備品使用状況 報告書(第2号様式)を村長に提出するものとする。

(貸出料金)

第8条 貸出料金は、無料とする。

(滅失、毀損及び損害)

- 第9条 申込者は、故意又は過失により備品を滅失又は毀損した場合は、その 責めを負うものとし、備品を完全な状態に復元又は修理するものとする。
- 2 備品の使用により発生した事故については、それが備品の欠陥によるもの

である場合を除き、申込者がその責めを負うものとする。

(禁止事項)

- 第10条 申込者は、備品を使用して、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 営利目的の活動を行うこと。
 - (2) 備品を第三者に転貸すること。

(遵守事項)

第11条 申込者は、備品の使用及び使用後の手入れについて、貸出窓口が示す 注意事項に従わなければならない。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別表

1 貸出窓口清川村役場産業観光課農林係住所清川村煤ヶ谷2216番地電話046-288-3864

2 貸出備品

備 品 名	貸出期間	貸 出 対 象 者						
電動式エアーガン (G3SAS)	2週間 適正に備品の管理及び使用ができ と村長が認めた者							
箱わな (260×310×820)	2週間	適正に有害鳥獣の捕獲ができると村 長が認めた者						
箱わな (360×360×800)	2 週間	適正に有害鳥獣の捕獲ができると村 長が認めた者						
箱わな (500×500×1,200)	2 週間	適正に有害鳥獣の捕獲ができると村 長が認めた者						
箱わな (770×900×1,670)	2週間	適正に有害鳥獣の捕獲ができると村 長が認めた者						

第1号様式(第5条関係)

清川村鳥獣被害防除備品借用願

年 月 日

清川村長 様

次の備品を借用したいので申請します。

借	用力	朝 間				年	月		日	~			年	月		日					
借	用	目的																			
		備				口口口		品名		品			名			量	備			考	
責	任	者	E	モ	名																
貝	اللہ	11	ì	車終	先	電話	番号	•		(,)									
備		考																			

第2号様式(第7条関係)

清川村鳥獸被害防除備品使用状況報告書

年 月 日

清川村長様

次のとおり使用状況を報告します。

借用期間		年	月	日	\sim		年	月	日	
借用目的										
備	口口		名		数	量	備		考	
責任者	氏 名									
具	連絡先	電話	番号		())			
被害防除等の 概 要										
有害鳥獣の										
捕獲及び										
処理状況										
その他気付	良か	った	点							
いた点等	良くな	かった	点							

使 用 状 況 一 覧 表

日	付	実施場所等	鳥獣の種類	被害(出没)の状況及び追い払い(捕獲)等の実績
追	いね	ない(捕獲)	数の合計	